

6.8.1-
2797

内務大臣 安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

林益會社出賃工所従業員ノ紛議ニ関スル件 (第一報一解決)

要旨
 (一) 青年部八對策委員不信任ノ叫ビヲ爲シタル之を従業員投票ノ結果否決スル
 (二) 二十四日午後四時會社委員承認解決セリ

標記紛議其ノ後ノ状況左記ノ通リ

左記

従業員等八二十四日午前八時半當面リ出勤後對策委員ニ於テハ
 午前九時會社側ニ交渉打切ノ回答ヲ爲スヘシ工場内全従業員ニ

會見時間 六月十一日 午後〇時三十分
 三時三十分
 會社側 井出製作課長ヨリ左記ノ回答ヲ爲シ従業員側ハ之ヲ
 承認解決セリ

- 一 清原平便ハ現状ヨリ下ラサルコト
 但シ作業製品ニ對シ急激ナル変化ナキ場合
- 二 常備者ニ對シ歩合ニ現状ヨリ下ラサルコト
 但シ作業製品ニ對シ急激ナル変化ナキ場合
- 三 作業及注文製品ニ對シ急激ナル変化又ハ特殊ノ作業ヲナス
 場合ハ従業員代表ト相談ノ上決行スルコト
- 四 清原平便ノ場合ハ清原者ノ常備作業スル場合、歩合率若クハ
 其レ以上ヲ支給スルコト但シ急激ナル場合ハ高給者ヨリ一歩増スコト
- 五 整頓ナル場合各組長ニ於テ努力スルコト
- 六 以上決定事項ニ違反シタル場合ハ再々之訴ヲ如キ事象ヲ見ルモ止ムラ得ス
 及申(通)報候也

榮華第三四三一號

昭和六年七月二十八日

警視總監 高橋守雄